

令和3年度第6回庁議 会議録

[日 時] 令和3年11月19日（金）9時00分～9時43分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について（教育委員会事務局、企画部、市民環境部、総務部）

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(なし)

5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるが、市議会定例会が、11月30日に開会予定である。

会派説明については、11月15日及び16日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、12月議会に向けて、各部局とも、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明をしていたが、会派説明をした部局からは、「会派説明の結果報告」もしていただく。

その後、連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、9時40分に終了することを目標とする。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について（教育委員会事務局、企画部、市民環境部、総務部）

市長	それでは、議事に入る。 「市議会定例会提出議案について」、教育委員会事務局、企画部、
----	---

教育委員会事務
局長

経済部、建設部、市民環境部、総務部、福祉部、上下水道局の順番で説明をお願いする。

また、会派説明を行った部局においては、議案の説明後、会派説明報告もお願いする。

教育委員会からは、報告1件、条例議案1件及び会派説明の報告をする。

まず、議案書の4ページ、5ページ、報告第25号、「専決処分
の報告」は、「損害賠償の額の決定について」で、令和3年8月27
日午後0時45分頃、新居浜市高齢者生きがい創造学園駐車場に
おいて、樹木の枝が停車中の普通自動車に落下し、車両を損傷し
た事故に係る損害賠償の額を決定し、令和3年9月29日、専決
処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、
当事者との協議及び全国市長会の査定により、相手方車両の修理
に要する費用「10万8,416円」と決定したものである。なお、
損害賠償の額については、全額、全国市長会市民総合賠償保
障保険から支払われている。今後の樹木の維持管理については、
これまで以上に伐採、剪定等を徹底し、再発防止に努める。

次に、議案書の35ページ、議案第69号、「新居浜市別子ハイ
ツ自然学習館設置及び管理条例を廃止する条例」の制定につい
ては、青少年の健全な育成と社会教育活動の推進を図るための施設
として、多くの方々に利用されていたが、建築後約47年を経過
し、老朽化により、維持管理が困難となっていること及び利用者
が減少していることなどにより、新居浜市別子ハイツ自然学習館
を廃止しようとするものである。今後については、新居浜市別子
ハイツ自然学習館の施設を撤去し、原状に復して土地所有者であ
る住友林業株式会社に返還する予定である。なお、この条例は、
令和4年4月1日から施行したいと考えている。

引き続き、会派説明の結果について、報告する。

「新居浜市別子ハイツ自然学習館の今後について」の施設廃止
の説明に対して、跡地利用に関して地元から出されている要望へ
の対応は、撤去費用は、管理人の委託先は、避難所になっている
か、などの質疑があった。

企画部長

企画部からは、報告1件、予算議案5件について説明する。

まず、報告第26号、「専決処分した事件の承認」（令和3年度

新居浜市一般会計補正予算第7号)については、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、及び経済活動の回復のための各種事業に係る予算措置について、10月18日付専決処分したため、報告するものである。内容については、9月補正予算で措置した「県・市町連携えひめ版事業者応援事業費」について、給付額を市独自に10万円上乘せするほか、「愛顔の安心飲食店認証制度」の普及促進を図るための費用や小学校や保育所等のクラスターを防止するため、児童や園児に対して、各家庭で簡単に検査できるよう簡易抗原検査キットを配布する事業費で、補正額2億2,260万円を追加するものである。

次に、議案第74号「令和3年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)」については、総合文化施設環境整備事業の単独事業をはじめ、企業立地促進対策費等の施策費のほか、道路橋りょう災害復旧費等の災害復旧事業費及び人件費の経常経費について予算措置するもので、今回の補正は、3億3,113万3千円の追加である。

また、議案第75号「令和3年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算(第1号)」では、79万3千円の追加、議案第76号「令和3年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」では438万1千円の減額、議案第77号「令和3年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」では1,083万円の減額、議案第78号「令和3年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)」では419万2千円の減額となっている。補正内容については、会派説明資料「令和3年度12月補正予算(案)の概要」のとおりである。

引き続き、12月補正予算(案)の会派説明の結果を報告する。

まず、子育て応援三世代同居促進事業費では、近居の条件はどうか。

新居浜市医師確保奨学金貸付事業費では、2名の方はどのような方なのか。補正額の内訳は。

企業立地促進対策費では、企業が設備投資に使った金額は。新規の企業はどこか。新規雇用の増加はあるのか。

総合文化施設環境整備事業では、故障したシステムについて、再度の落雷に対してグレードアップなどは考えていないのか。避雷針で対応できなかったのか。インターネット環境の修繕とあるが、あかがねのフリーWi-Fiはどうか。

移住定住応援推進費では、補助金の基準はどうか。

対象が県外となっているが、市外ではだめなのか。来年度予算は増額するのか。移住者はどこの県からが多かったのか。といった意見、要望等が出された。

経済部長

経済部からは、議案2件について説明する。

まず、議案書7ページから9ページ、議案第62号「市有財産の売却」については、当該地である垣生工業用地について、「株式会社大石工作所」と立地に関する協議が調ったことから、5,122.47平方メートルの用地を、8,298万4,014円で売却するため、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、提出するものである。売却用地の位置は、9ページに示している場所で、垣生三丁目乙316番地7で、売却については、新居浜市工業用地の立地に関する規則に基づき、立地を決定したものである。売却先の大石工作所は、昭和13年創業のプラントメンテナンス業やプラント建設工事業等を営む従業員約50名の事業所である。なお、本売却用地では、エネルギー関連用地の拡大を目指し、水素製造装置に必要な改質器ユニットの製造拠点として新工場の建設を予定していると伺っている。

次に、議案書の10ページから13ページまで、議案第63号「土地改良事業の施行」については、農業用水の安定的確保及び堤体決壊による被害防止のため、萩生字河の北の「芳谷池」について、ため池等整備事業を施行するため、「土地改良法」第96条の2第2項の規定により、提出するものである。このため池は、受益面積2.6ヘクタール、関係農家戸数17戸となっており、事業に要する期間としては、令和4年度から令和7年度までの4か年である。施工内容は、堤体は前刃金工法により、堤長131メートルを堤高3.9メートルに改修し、漏水を防止するとともに、法面保護のため、布製型枠551平方メートルを施工する。また、洪水吐及び取水施設である、斜樋、底樋も併せて施工し、ため池の保全と維持管理の効率化を図ることとしている。概算事業費は1億円であり、財源内訳としては、国55%、県15%、市30%となっている。

建設部長

建設部からは議案書の14ページから16ページ、議案第64号、「南小松原団地等の指定管理者の指定」1件について説明する。

南小松原団地をはじめとする市営住宅等40施設については、令和元年度から、指定管理者制度を導入し、「新居浜市営住宅管理グループ」が指定管理者となり、入居者管理、収納管理、施設管理等の業務を行った。現在の指定の期間は令和4年3月31日をもって満了となるが、管理経費の削減、業務の効率化、収納率の向上、入居者等の利便性の向上などの理由から、指定管理者制度を継続するため、前回と同様に公募した結果、4団体から応募があり、「新居浜市指定管理者候補者選定委員会」による審査において、適正な管理と家賃の収納率向上の実績が評価され、点数が高く、最も適格と判断された「新居浜市営住宅管理グループ」を引き続き南小松原団地等40施設の指定管理者に指定するものである。なお、指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を予定している。

市民環境部長

市民環境部からは、議案第65号、議案第71号及び議案第72号の3件について説明する。

まず議案書17ページ、18ページ、議案第65号「新居浜市斎場の指定管理者の指定」については、指定管理者の指定期間が令和4年3月31日をもって満了するため、公募したところ「(株)フロンティアサービス四国」1団体のみ応募があり、審査の結果、適格と判断されたため、引き続き指定管理者として指定するもので、期間は令和9年3月31日までの5年間を予定している。

次に、議案書39ページ、議案第71号「新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、下水処理場において、し尿及び浄化槽汚泥の共同処理が令和4年4月から開始することに伴い、衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処分手数料を廃止するものである。

次に議案書40ページ、41ページ、議案第72号「新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜市斎場の火葬炉改修工事が完成したことにより、現在休止中の大島火葬場及び別子山火葬場を廃止しても十分に対応できることから、両火葬場を令和3年12月31日限りで廃止するものである。

続いて、会派説明の結果について説明する。市民環境部からは、「し尿及び浄化槽汚泥の下水道施設での共同処理への移行について」説明したところ、土地改良区から取水はいつまでか、メタン

総務部長

ガスは増えるのか、回収できずに大気中に飛散することはないか、一般家庭の手数料の変更は行わないのか、衛生センターの封鎖によって公園のトイレは使えないのか、衛生センターで従事している人はどうなるのか、人件費の削減はどのくらいあるのか、などの質疑があった。

総務部からは、条例議案3件、追加提出予定の人事議案2件について説明する。

まず、議案書の19ページ、議案第66号、「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」の制定については、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を勘案し、議会議員並びに市長、副市長、監査委員及び教育長について、いずれも、期末手当の支給割合を、年間0.1月分、減額しようとするものである。

次に21ページ、議案第67号、「新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、一般職の職員等についても、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を勘案し、期末手当の支給割合を年間0.15月分減額しようとするものである。

次に23ページ、議案第68号、「新居浜市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、現在、教育委員会が所管しているスポーツ及び文化に関する事務を、市長事務部局に移管し、より効果・効率的な組織運営を行おうとするものである。なお、附則において、所管事務の移動に伴う「事務分掌条例」、「職員定数条例」、「文化・スポーツ各施設の設置及び管理条例」等、20条例の一部改正をしている。

続いて、追加提出予定の人事議案2件のうち、まず、「新居浜市監査委員の選任」については、委員の任期満了に伴い、新たな委員の選任について議会の同意を求めるものである。

次に、「新居浜港務局委員会の委員の任命」については、2名の委員の任期満了に伴い、新たな委員の任命について議会の同意を求めるものである。

引き続き、「令和4年度組織機構改革及び職員定数の見直し」についての会派説明の結果を報告する。来年度の部局数はどうなるのか。組織に「局」を置く必要性、具体的な効果はどう考えて

福祉部長

いるのか。管理職人数の増減はどうなるのか。企画部に文化スポーツ局を設置する意図は何か。地域防災マネージャー資格を有する危機管理監は何人設置予定で、その役割は何か。新設予定のカーボンニュートラル推進室の役割、業務内容は。といった質問があった。

福祉部からは、条例議案1件について説明する。

議案書の36ページから38ページまで、議案第70号、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、「健康保険法施行令」の一部改正に伴う出産育児一時金の額の見直し、並びに「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴う国民健康保険における未就学児に係る均等割額の減額基準についての条文を追加するものである。改正の内容としては、第4条では、健康保険法施行令の改正に伴う出産育児一時金の金額の見直し、第7条の3第2号エ、第11条第2号イ、第12条第2号イでは、国民健康保険法の改正に伴う条文整備、第16条では、新たに未就学児の被保険者均等割額の減額の条文が加わるため、見出しの整備及び字句修正、第16条の3は、未就学児の被保険者均等割額の減額に関する基準を新たに制定するため条文を追加するものである。なおこの条例のうち第4条の改正規定は令和4年1月1日から施行し、施行日以降の出産について適用し、その他の規定は令和4年4月1日施行とし、令和4年度分以降の保険料について適用したいと考えている。

上下水道局長

上下水道局からは、条例議案1件について説明する。

議案書の42ページ、議案第73号「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例」の制定については、下水処理場において、し尿及び浄化槽汚泥の共同処理を令和4年4月から開始するに当たり、令和4年2月からし尿及び浄化槽汚泥を試験搬入し、処理施設の試運転を行うため、一般廃棄物の処分に関して、条文整備を行うものである。なお、この条例は、令和4年2月1日から施行したいと考えている。

企画部長

ここには出ていないが、国の補正予算が出たら、それに合わせて市の補正予算も追加議案として提出することになる。

市長	別子ハイツの跡地利用については、地元からの要望等もあると思うが、住友林業に土地を返すということで問題ないのか。
教育委員会事務局 局長	教育委員会としてはその方向である。
市長	地元要望に対しては、きちんと説明できるように準備しておいてほしい。

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項
(なし)

5 その他

市長	本日の議題は以上であるが、何か報告等は無いか。
企画部長	<p>3つの特別委員会を開催するに当たり、委員長に事前に説明資料を持って行っていると思うが、その内容が市長、副市長に伝わっていないのが現状である。</p> <p>委員長に説明に行く前、資料が出来た段階で、まず総合政策課に資料を提出いただき、総合政策課から、市長、副市長に見せて、場合に応じて、担当から説明していただくという形を徹底したいので、今後はそのようにお願いしたい。</p>
市長	他に無いか。
危機管理統括部長	専決処分した予算に関する3事業について説明したい。まずは経済部から願います。
経済部長	「県・市町連携えひめ版事業者応援事業費」は月曜日の定例記者会見でも一部報告すると聞いているが、昨日(11月18日)現在、申請受付が797件、支払完了が289件という状況である。予算化しているのは2,116件なので、半分行っていない状況である。

危機管理統括部長	<p>もう1点、「愛顔の安心飲食店認証制度」の普及啓発については、11月25日に行われる説明会の通知文書を昨日、約1,000店舗に対し、郵送で送った。説明会后、順次、相談会を実施し、最終的には店舗での現地指導を行う予定である。</p> <p>簡易抗原検査キット配布事業についての報告だが、検査キットは今、仕分け作業中である。11月25日に各小学校に配布、26日以降に保育園等にも配布する。</p> <p>小学校では校長会で基本的に11月29日と30日に生徒に配るということが決まっていると聞いている。</p>
企画部長	<p>「愛顔の安心飲食店」については、県が新たな情報を出したら、店舗が急激に増える可能性があるため、対応を考えておく必要がある。</p>
市長	<p>今認証を受けている店は分かるのか。</p>
経済部長	<p>ホームページに掲載されている。 新居浜市内では52店舗ある。</p>
市長	<p>ワクチン接種についてはどうなっているのか。</p>
原副市長	<p>現在、2回目の接種率が約84%である。少しでも接種を進めるために、市政だより、マイタウンにも案内を掲載しており、来週には20代～40代に対して勸奨のハガキを送る予定で準備している。</p> <p>また、今日から夜7時から8時半まで、60名程度の接種が始まるが、予約状況を見ると、大きな病院での予約よりも夜の方が一定のニーズがあると考えている。</p> <p>3回目接種についての国の説明では、接種期間が来年9月30日まで延長されるということである。3回目の接種については、原則、接種から8か月以上経過した人ということなので、本市では12月から医療従事者への接種ができるように、準備を進めている。</p> <p>基本的には個別接種で行いたいと思っているが、本市の接種能力が1か月で約14,000回であるのに対して、今年のピーク時は</p>

	<p>1 か月で約 25,000 回の接種を行っているので、その時期に接種した人が該当する 3 月、4 月あたりは集団接種も考えないといけない可能性もあるが、現時点では未定である。</p> <p>ワクチンについてもファイザー製とモデルナ製が半分ずつくらい納品される予定なので、月によってワクチンの種類が違うということになろうかと思う。</p> <p>5 歳から 11 歳に対するワクチン接種についても、まだ決定ではないが、2 月中旬から始められるように準備を進めるようにという案内があった。ただ、その際にはファイザーの小児用ワクチンを取り扱うことになるので、ファイザー製、モデルナ製、小児用のファイザー製という 3 種類のワクチンを扱わなければならないと思われる。</p>
市長	<p>モデルナとファイザーを両方使うことに医師会は何も言っていないのか。</p>
福祉部長	<p>来週水曜に医師会に説明する予定である。</p>
市長	<p>職域接種はやるのか。</p>
原副市長	<p>現時点ではしないのではないかと思う。</p>
市長	<p>来年度までの組織体制はどうするつもりなのか。 定員も含めてよく検討して体制を整備するように。 他に無ければ、以上で令和 3 年度第 6 回庁議を終了する。</p>